

質疑応答

第170回看護研修会

「看護管理者が知っておきたい『様式9』について
<事前質問への回答>

質問 1

- 当院は准看護学校に通学している学生がいます。定時制のため給与は実労働率で支給しているため、早出1時間を含む2.5時間勤務して学校へ行き、学校終了後遅出出勤を1.5時間行っています。この際の様式9の常勤、短時間、非常勤のうちのどの項目にすればよいのか、時間の正しいあげ方を教えていただければ幸いです。
- 常勤、非常勤、短時間については、雇用契約の内容によります。
- 施設基準では、雇用契約上「非常勤」であっても、その者の勤務時間が「病院で定めている所定労働時間」と同じ契約になっている場合には「常勤」になります。
- 「短時間」は、「短時間正職員」が該当します。
- 学生の方は、1日の勤務時間が「4時間」の実働率（時間給）とのことですので「非常勤」に該当します。

質問 2

- 研修などを出張で参加させた場合の日勤、夜勤時間、総夜勤時間の取り扱い方について

- 様式9では、勤務時間として扱う「出張」や院外の研修等への参加についても「他部署兼務」と取り扱います。したがって、当日の勤務時間のうち「夜勤時間帯」に該当するの時間数を「総夜勤」に計上します。なお、日勤帯に該当する時間は、病棟に居ませんので、病棟日勤の段は「0」です。

質問 3

- 管理夜勤について、一般的に、管理業務は当該病棟以外の勤務のため病棟勤務に計上しないとされています。しかし、その日の状況に応じて病棟の応援業務を行う場合もあります。その際、病棟業務に計上することは可能でしょうか。また、応援業務内容を管理簿に記載していますが、病棟管理日誌にも記載する必要がありますか。

- 「管理夜勤」を「当直」として労働基準監督署に届け出ている場合は、「勤務」ではないので、様式9に計上はしません。
- なお、適時調査において、緊急で病棟の看護業務を行った場合には、病棟業務を行った時間帯に応じて、勤務した時間を「病棟日勤」又は「病棟夜勤」及び「総夜勤」に計上することが可能、との見解の厚生局もあります。施設基準担当の事務職を経由して、九州厚生局の見解を確認しては如何でしょうか？なお、病棟勤務として計上する場合は、病棟日誌への記録が必要となります。
- また、当直の届出を行っていない場合は、管理当直は「他部署兼務」として夜勤時間帯の勤務時間を「総夜勤」に計上します。この場合も緊急で病棟での看護業務を行った場合に様式9への計上は、当直の届出を行っている場合と同じで、「病棟日勤」又は「病棟夜勤」には、病棟で業務を行った時間を、「総夜勤」には管理当直のうちの夜勤時間帯の時間を計上します。

質問 4

- 4月の新卒看護師が看護師と登録(看護師免許)される日が4月中旬頃となることも多いですが、4月1日から登録される前日までは看護補助者などで様式9に入力することが正しいでしょうか。

- 「看護師と登録(看護師免許)前日までは看護補助者などで様式9に入力する」は正しい取り扱いです。
- なお、その場合、該当する者の勤務時間数は、看護補助者にかかわる加算(「看護補助加算」や「急性期看護補助体制加算」など)要件としての看護補助者の勤務時間数には含むことができませんので注意してください。
- ※看護補助者にかかわる加算に係る看護補助者は「年1回の研修を受講した者」であることが要件です。

質問5

- 勤務時間が20分の場合、0.33ではなく、切り捨て0.3で良いでしょうか。

- 通常、勤務時間を時間で計上する場合、小数点第2位以下を切り捨てしますので、
- 20分の場合は、 $20 \div 60 = 0.333\cdots \rightarrow$ 「0.33」とします。
- なお、勤務時間が少なくなる「0.3」でも問題はありません。

ガンバロー♡